

医療法人社団青藍会 介護福祉士実務者研修（通信課程） 学 則

（設置目的）

第 1 条： 介護職員としての基礎的な職業教育として、将来的に介護福祉士を目指す上で、必要となる介護提供能力の習得や、新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得と、より専門的な知識・技術を習得するための機会とすることを目的とする。

（名称）

第 2 条： 研修事業の名称は次のとおりとする。
医療法人社団青藍会 介護福祉士実務者研修（通信課程）

（位置）

第 3 条： 本施設は、山口県山口市吉敷中東一丁目 1－1 に置くものとする。
面接授業は青藍会在宅医療支援センター研修センター（みずほビル 2 階）において実施する。（山口県山口市吉敷中東一丁目 2－6）

（修業年限）

第 4 条： 本研修の修業年限は 6 ヶ月とする。

（入所定員及び学級数）

第 5 条： 入所定員は 1 学級 15 名とする。

（養成課程及び履修方法）

第 6 条： 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第 7 条： 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第 8 条： 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- 1 年末年始 12 月 29 日～12 月 31 日
- 2 夏季休業 8 月 13 日～8 月 15 日
- 3 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 4 その他学校長必要と定める日

(入所時期)

第 9 条： 各開催時期による。

(入所資格)

第 10 条： 演習を含む全ての課程を独力で修了することが可能な者とする。

また、本施設の面接授業を受講可能な範囲（山口県内）に居住する者であつて、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第 11 条： 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第 12 条： 入所手続きは、本施設が定める受講申込書に、履歴書、誓約書、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員 1 級及び 2 課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

- 第 13 条：退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
 - 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

- 第 14 条：学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
 - 3 面接授業の場合において、授業開始から20分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第16条に規定する補講を受講しなければならない。
 - 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
 - 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第 15 条： 本施設の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

・ 既研修未受講者	140,000 円
・ ホームヘルパー2級課程	110,000 円
・ 介護職員初任者研修	110,000 円
・ ホームヘルパー1級課程	85,000 円
・ 介護職員基礎研修課程	35,000 円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。
- 3 テキスト代は、実費とする。

(補講)

- 第 16 条：面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。
- 2 有料にて補講を受講する場合は、1 講義 (1 時間) 2,000 円とする。

(教員組織)

- 第 17 条：以下の教員を置く。
- ・養成施設長 1 名
 - ・教務に関する主任者 1 名
 - ・介護過程Ⅲ担当教員 3 名
 - ・医療的ケア担当教員 3 名

(賞罰)

- 第 18 条：賞罰は以下のとおりとする。
- 1 受講生が学則を守らず、受講生としての本分に反する行為があった時は注意し、改善が見込まれない場合は処分することができる。
- 2 処分については、指導、警告、勧告及び退学とする。

◆判断基準◆

次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 2 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行をさまたげる者
- 3 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- 4 自力で演習内容を行うことができない者
- 5 その他、当法人が不相当とみなした者

受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については全て無効とする。

(その他の事項)

- 第 19 条：この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 1 日 改定

平成 29 年 7 月 11 日 改定